

はじめに

近年、諸外国では、平成26年の西アフリカのエボラ出血熱の大流行や、平成27年韓国における中東呼吸器症候群（MERS）、平成28年には南米を中心にジカウイルス感染症の流行等、日本国内にはない公衆衛生上問題となる感染症が発生しています。

2020年には「東京オリンピック・パラリンピック」が開催され、様々な国から多くの訪日客の増加が見込まれており、海外から感染症が持ち込まれないよう、検疫所における水際対策の強化、早期発見のため感染症サーベイランス体制の整備等、万全を期していかなければなりません。

平成29年から平成30年にかけての大きな動きとしましては、平成30年1月1日付けで、百日咳と風しんの届出要件等が変更となりました。

百日咳につきましては、小児科定点把握疾患から全数把握疾患へと移行され、風しんにつきましては、平成29年12月に「風しんに関する特定感染症予防指針」も合わせて改正となり、2020年度までに風しんの排除達成を目標とされるとともに、平成30年1月以降は風しんの報告症例に原則として全例のウイルス遺伝子検査等の実施が求められ、報告症例の診断根拠がより明確化されました。

感染症に関する状況は刻々と変化し、特に感染症の流行状況の把握は重要です。京都市におきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行）に基づき、「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」を策定し、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関の協力の下、京都市保健所と京都市感染症情報センターが中核になって感染症情報を収集・公表しております。

それら感染症情報をとりまとめ、今般、「平成29年京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」を作成いたしました。今後の感染症予防対策、公衆衛生行政に御活用いただければ幸甚に存じます。

本報告書の作成にあたり御協力いただきました京都府医師会、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関及び京都市感染症発生動向調査委員会の諸先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともなお一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年2月

京都市保健福祉局